

農林水産政策研究所発注者綱紀保持委員会議事概要

1 日 時： 令和7年5月19日（月） 13：45～14：00

2 場 所： オンライン開催

3 出席者： 所長、次長、企画広報室長、政策研究調整官、総括上席研究官（国際領域）、総括上席研究官（食料領域）、総括上席研究官（農業・農村領域）会計課長、庶務課長

4 概 要

庶務課長から、委員に対し、

① 令和6年度発注者綱紀保持対策の実施状況について（資料1）

② 令和7年度農林水産政策研究所発注者綱紀保持対策の実施方針について（資料2）

について報告・説明を行い、令和6年度の実施状況について確認をするとともに、農林水産省発注者綱紀保持規程関係法令について、職員や関係事業者への周知・徹底をあらためて図り、引き続き発注者綱紀保持に積極的に取り組むことを決定。

令和6年度発注者綱紀保持対策の実施状況の報告

1 所内職員への周知・徹底

農林水産政策研究所発注者綱紀保持委員会設置要領等関係法令及び研修テキストを所内職員掲示板に掲載し、所内職員に制度や取組内容の周知・徹底を図った。

2 事業者への周知・徹底

- ① 発注者綱紀保持対策における対事業者に係る取組について、取組内容を当所 Web サイトへ掲載するとともに入札公告にその旨を記載し、その周知・徹底を図った。
- ② 発注窓口に発注者綱紀保持対策の概要を掲示するとともに、併せて配布用のチラシを備え付け、関係業者等に周知・徹底を図った。

3 発注者綱紀保持研修の実施

- ① 企画立案担当者研修への参加（令和6年6月、参加者数：1名）
本省が実施した地方支分部局等の発注者綱紀保持研修の企画立案担当者を対象とした企画立案担当者研修に参加。
- ② 新規採用者を対象とする研修の実施（令和6年4月、参加者数：3名）
発注事務に係る必要な知識を習得するため、所内研修を実施。
- ③ eラーニング（参加者数：86名）
所内の全職員を対象として、令和6年11月11日から令和6年12月20日にかけて、「発注者綱紀保持対策」について、eラーニングを実施。
- ④ 退職前研修（参加者：8名）
農林水産政策研究所の退職予定者8名については、農林水産本省が主催する退職前研修に参加。

令和7年度農林水産政策研究所発注者綱紀保持対策の実施方針について

発注事務における発注担当職員の関係法令の遵守と綱紀保持を通じて、当該事務の公平性、透明性及び公正性の向上を図り、もって国民の信頼を確保することを目的とし、令和7年度においては、以下の取組を行うこととする。

1 関係法令等の所内職員への周知・徹底

農林水産省発注者綱紀保持規程を始めとする関係法令等について、本省が実施するeラーニング研修の際に、所内職員にあらためて周知・徹底を図る。

2 事業者への発注者綱紀保持対策の取組みの周知・徹底

農林水産政策研究所における発注者綱紀保持の取組について、

- ① 当所 Web サイトに農林水産省発注者綱紀保持規程等関係法令や取組状況について掲載するとともに入札公告にその旨を記載。
- ② 発注窓口に概要を掲示するとともに、併せて配布用のチラシを備え付け関係業者等に周知・徹底を図る。

3 発注者綱紀保持研修への参加

- ① 企画立案担当者向け研修への参加（令和7年5月以降実施予定）
本省が主催する施設等機関及び地方支部分局の企画立案担当者を対象とした研修に担当者を参加させる。（参加者1名）
- ② 新規採用者を対象とする研修の実施（令和7年4月、5月）
発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を習得させるために、新規対象者を所内研修に参加させる。（参加者2名）
- ③ 全職員を対象とする研修の実施（令和7年11月実施予定）（eラーニング）
発注事務に係る綱紀の保持を図るため、発注者綱紀保持対策、官製談合防止法の基礎知識を習得及び再認識させることを目的に全職員を対象としたeラーニングを実施する。
- ④ 退職予定職員を対象とする退職前の研修
国家公務員法に基づく現役職員に対する働きかけ規制、独占禁止法等の遵守を周知徹底することを目的として退職予定者を農林水産本省主催で行われる退職前研修に参加させる。また、当該研修へ参加できなかった退職予定者については、庶務課において、資料の配付及び説明を行う。

4 発注者綱紀保持マニュアル（ポケット版）の配付

人事異動等により、新たに当所の管理監督者又は発注担当職員となった者に発注者綱紀保持マニュアル（ポケット版）を配付し、発注担当職員としての基礎知識を習得させる。